

# 第1号被保険者の介護保険料変わります

## 低所得の方配慮、6段階に

### 介護保険料の通知6月中旬に郵送

市では、介護保険事業計画を改定し、介護保険第1号被保険者数(65歳以上の方・平成15年度(3年間)の介護サービス提供量を推計しました。併せて介護保険料を、6段階(従来は5段階)の賦課徴収方式に変更しました。

サービスの提供量は、高齢者利用者の増加に伴って今後さらに

#### ■6段階になる介護保険制度■

段階	平成12年度から14年度	年額
第1段階	・老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の場合 ・生活保護の受給者	16,703円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税	25,055円
第3段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)	33,406円
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円未満の人	41,758円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上の人	50,109円

段階	平成15年度から17年度	年額
第1段階	・老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の場合 ・生活保護の受給者	10,628円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税	23,028円
第3段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)	35,427円
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	44,284円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満の人	54,912円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上の人	65,540円

に増えていくと考えられます。被保険者は、サービスの提供にかかった総費用のうち一定割合を保険料として納めることになつていくことから、サービスの増加は、保険料額を引き上げることになります。

この保険料は、3年ごとに見直しを行っており、今回の見直しを行うにあたっては、低所得の方に配慮し、6段階への変更を行いました。別表のとおり第

1:2段階の保険料を引き下げ、第5段階を引き上げたうえで、新たに第6段階を設け、所得に応じた負担額となります。

介護を社会全体で支えるという制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお介護保険料の通知は、6月中旬に郵送します。

■ 高齢福祉課(内470)。

## 母子年金を支給します

### 申請は5月30日まで

市では、次の要件を満たしている母子世帯に母子年金を支給します。

■ 児童福祉課(内47)。

市では、次の要件を満たしている母子世帯に母子年金を支給します。

■ 児童福祉課(内47)。

去年母子年金を受けている方には直接現況届を送付します。また新たに支給要件に該当する方は、申請書を送付しますので、地域の民生委員・児童委員の証明書を添付のうえ、児童福祉課へ申請してください。

▽支給要件①平成15年4月1日現在市内に居住 ②4月1日現在18歳未満の児童を監護または養育し生計を維持している

▽支給額 子1人年額7000円(1人増すごとに3500円を加算) ▽申請期日 5月30日(金)。

## 学生の方の国民年金

### 「本人の所得が一定額以下のとき」

## 「存じですか学生納付特例制度

国民年金に加入している学生は、本人の所得が一定額以下のとき、在学期間中の保険料を後払いできる学生納付特例制度があります。対象期間は4月(または申請月の前月)から翌年3月までです。毎年申請が必要です。前年度に納付特例の承認を受け、再度納付特例を希望する方は、5月30日(金)までに申請してください。

学生納付特例の承認を受けている期間中は、病気やけがで障害が残った場合でも、一定の基準を満たせば、障害の程度に応じて障害基礎年金が受給できます。また納付特例期間は、老齢基礎年金の支給資格期間に算入されます。

■ 社会保険事務所(☎223・7171)、保険年金課(内437)。

## 防音工事で取り付けた エアコン・換気扇など 取替補助年度を拡大

住宅防音工事で取り付けたエアコン・換気扇などの取替費用の補助対象年度が拡大されます。

■ 対象 平成3年度までに住宅防音工事を実施した際に設置した空調機器が故障、または機能が損なわれている場合 ▽補助率 取替費用総額の9割。

■ 企画政策課(内282)。

# 市役所春の人事異動

## 部長級35人含む284人発令

- 市では4月1日付で、部長級35人、主査級54人を含む284人の人事異動を発令しました。部長級以上の異動は次のとおりです(カッコ内は旧)。
- ▽参与(市民環境部長) 小沢 英雄
  - ▽参与(議事事務局) 鈴木 節男
  - ▽参与(秘書部長) 瀧澤 和隆
  - ▽参与(総務部長) 安田 正勝
  - ▽秘書部長(教育総務部長) 志村 秀雄
  - ▽秘書部副参与(総務部参事兼文書法制課長) 上田 裕敬
  - ▽秘書部参事兼行政課長(行政課長) 渡辺 正明
  - ▽企画部長(企画部長事務代理兼企画部参事兼企画政策課長) 金井 憲彰
  - ▽企画部参事兼企画政策課長(広報広聴課長) 佐藤 裕
  - ▽企画部参事兼市民活動課長(環境保全課長) 山本 紳一郎
  - ▽総務部長(保健福祉部長) 小山 晃
  - ▽総務部副参与(選挙管理委員会事務局長) 森山 勇
  - ▽総務部参事兼文書法制課長(企画部参事兼市民活動課長) 加藤 邦夫
  - ▽総務部参事兼財政課長(市民税課長) 碓井 眞
  - ▽総務部参事兼資産課長(参事兼会計課長) 土屋 正男
  - ▽保健福祉部長(総務部参事兼財政課長) 古性 隆
  - ▽保健福祉部参事兼予防保健課長兼保健相談センター所長 門倉 正
  - ▽市民環境部参事(高座清掃施設組合)(資源対策課長) 木村 和雄
  - ▽市民環境部参事兼農政課長(市民環境部参事兼市民課長) 黒沼 善長
  - ▽市民環境部参事兼図書館長(生涯学習部参事兼図書館長) 鈴木 八重子
  - ▽建設部参事(下水道担当)(建設部参事兼下水道工務課長) 永田 正行
  - ▽まちづくり部参事兼都市整備課長(保健福祉部参事兼福祉課長) 西海 豊道
  - ▽消防長(生涯学習部長) 遠藤 勝
  - ▽教育調整担当部長(神奈川県) 星川 登
  - ▽市民環境部参事(高座清掃施設組合) 左藤 二郎
  - ▽議事事務局(消防長) 富澤 克明
  - ▽選挙管理委員会事務局長(まちづくり部参事兼都市整備課長) 星川 登

## 「職員の懲戒処分指針」と「公表基準」設定 4月1日施行

市では、懲戒処分と公表のあり方を体系的にまとめた「職員の懲戒処分に係る指針」と「懲戒処分の公表基準」を定め、4月1日より施行します。原則として懲戒処分すべしとされた対象となりますが、被害者のプライバシー等への配慮が必要な場合は、公表しないこともあります。

施行は4月1日、適用は6月1日です。

■ 職員課(内331)。